

しん きゅう いん 接骨院・鍼灸院の かかり方

これらの施設では「健康保険取扱い」の看板をよくみかけますが、すべての施術に健康保険が使えるわけではありません。

健康保険適用外の施術は全額自己負担となりますので、ご注意ください。

健康保険が
使えない場合が
多いんだって!

治療内容について、健保組合から照会させていただく場合があります。

接骨院・整骨院

健康保険が
使える

- 打撲・ねんざ・挫傷(肉離れなど)
 - 脱臼・骨折*
- *応急手当を除き、脱臼・骨折の場合は医師の同意が必要

ケガの
場合のみ

全額
自己負担

- 単なる肩こりや筋肉疲労
- スポーツや部活動にともなうからだのケア
- 脳疾患後遺症、リウマチなどの慢性病
- 症状の改善がみられない長期の施術
- 医療機関で治療中のもの

施術を受けるときの
注意

どんなことで治療を受けようとしたか、きちんと伝えましょう

申請書の内容をよく確認して、自分でサイン

鍼灸院

健康保険が
使える

- 【はり・きゅうの場合】
- 神経痛 ● リウマチ
 - 腰痛症 ● 五十肩
 - 頸腕症候群
 - 頸椎捻挫後遺症

医師の同意書
または
診断書が必要

- 【マッサージの場合】
- 関節拘縮 ● 筋麻痺

全額
自己負担

- 上記以外の病気・症状
- 医療機関で治療中のもの

施術が長びくときは、医師の診察を受けましょう

領収書・明細書を受け取りましょう

